

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の認定を受けた方、または基本チェックリスト（サービス利用の必要性を判断するアンケート）の結果、利用対象となった方が地域包括支援センターの作成するケアプランに基づき利用することができます。家事サポートサービス・住民主体介護予防サービスは、要介護認定の方でも利用することができます。

自宅で家事や介護の手助けがほしい・リハビリを受けたいとき

名称	内容	利用料の目安
訪問型サービスⅠ	ホームヘルパーが訪問し、食事・入浴の介助や掃除・洗濯・調理等、日常生活上の援助をします（身体介護を含む）。	週1回利用の場合 1割負担 1,226円/月 2割負担 2,452円/月 3割負担 3,678円/月
訪問型サービスⅡ	ホームヘルパーが訪問し、掃除・洗濯・調理等、日常生活上の支援をします（身体介護を除く）。	週1回利用の場合 1割負担 1,038円/月 2割負担 2,076円/月 3割負担 3,114円/月
家事サポートサービス	研修を修了した市民ボランティアが訪問し、掃除・洗濯・食事の準備等、家事の支援をします（身体介護を除く）。	1回当たり（1時間以内） 1割負担 130円/回 2割負担 260円/回 3割負担 390円/回
生活動作向上プログラム	リハビリテーションの専門職員が訪問し、外出や家事が自立してできるよう指導します。期間は3～6か月間です。	無料

通いで体操や交流をしたいとき

名称	内容	利用料の目安
通所型サービスⅠ	市指定のデイサービス事業所が、体操・機能訓練や入浴・食事等を提供します（送迎あり）。	週1回利用の場合 1割負担 1,819円/月 2割負担 3,638円/月 3割負担 5,457円/月
通所型体力向上教室	リハビリテーション専門職員が筋力トレーニングや口腔機能向上等の体操を指導したり、管理栄養士等が食生活について指導します（送迎あり）。期間は3～6か月間です。	無料
接骨院の転倒予防体操教室	柔道整復師が、転倒を予防する筋力トレーニングなどを指導します。期間は3～6か月間です。	無料
住民主体介護予防サービス	研修を受けたボランティアによる介護予防を目的とした体操グループや、茶話会・趣味活動のサロンに参加できます。	団体が定めた会費や参加費など



サービス利用のご相談は、お住いの地区を担当する地域包括支援センターにご連絡ください。

羽村市地域包括支援センター

お住まいの地区を担当する地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。

相談時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分から午後5時まで



地域包括支援センター あさひ

電話 042-555-8815

所在地 富士見平1-3-1

【担当地区】 エムマンション1階A号室

- ・緑ヶ丘・富士見平・神明台3・4丁目
- ・双葉町・五ノ神（300番地台）・羽（4000番地台）
- ・川崎（600番地台）・横田基地内



地域包括支援センター あゆみ

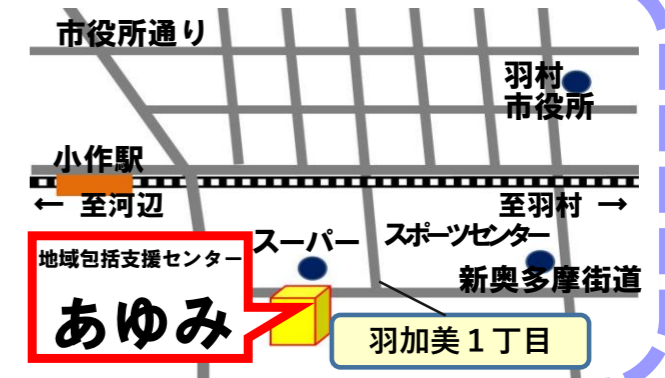
《在宅医療・介護連携支援センター併設》

電話 042-570-1200

所在地 羽加美1-9-2

【担当地区】

- ・栄町・小作台・羽西・羽加美・羽中



地域包括支援センター あかしあ

電話 042-578-5508

所在地 玉川2-6-6

（介護老人保健施設 あかしあの里内）

【担当地区】

- ・五ノ神（1～4丁目）・神明台1・2丁目
- ・川崎・羽東・玉川・羽（清流）

